

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年11月9日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主発電機密封油装置真空ポンプ（B）カップリング側軸受油補給器に油面下降が認められたため、油を補給	D	
2	1号機	No. 2重油タンクレベル計に指示不良（指針緩み）が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	
3	1号機	サービス建屋換気空調機のベルトにゆるみが認められたため、当該ベルトを点検・調整	D	
4	3号機	高圧注水系タービン軸振動記録計制御基板の不具合を示すエラー表示が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
5	3号機	非常用ディーゼル発電機（B）ディーゼル機関出口潤滑油温度スイッチ点検において、接断差に精度外が認められたため、当該計器を交換	D	
6	3号機	炉心性能計算システム（Ⅱ系）が冷却ファンの故障により停止したため、当該冷却ファンを交換	D	
7	3号機	非常用ディーゼル発電機（B）補機冷却海水系ドレン弁（3台）の点検において、弁箱及び弁棒に腐食が認められたため、当該弁を交換	D	
8	3号機	安全処置復旧依頼があった制御棒駆動水圧系バックアップスクラム弁の電源復旧を失念し、バックアップスクラム弁の機能が喪失した状態であったため、当該電源を復旧及び対応検討	B	
9	3号機	酸素注入設備制御回路修理作業を作業許可前に開始していたことが認められたため、対応検討	C	
10	3号機	原子炉停止余裕検査及び制御棒価値ミニマイザ機能検査中において、検査条件である「スクラム排出容器水位高警報が動作不能でないこと」を満足していなかったため、対応検討	C	
11	3号機	タービン建屋内グレーチング固定作業を作業許可前に開始していたことが認められたため、対応検討	C	
12	4号機	連続ダスト放射線モニタ装置点検において、「放射能高高」警報動作試験実施時、当該警報が発生しなかったため、当該装置を点検・修理	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	5号機	使用済燃料プール異物混入防止用フェンスの復旧組立て作業において、フェンス本体脚部溶接部に破損が認められたため、当該部を修理及び対応検討	D	
14	5号機	放射性化学分析室換気空調系補助排風機プレフィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	X	11月12日再審議にてグレード変更 D → X
15	6号機	可燃性ガス濃度制御系後置冷却器出口ガス流量信号変換器等（2台）点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を修理	D	
16	6号機	主復水器（C）伸縮継手シール水水位検出取出弁浸透探傷検査において、弁体先端部に線状指示模様が認められたため、当該弁を交換	D	
17	6号機	原子炉再循環ポンプ（B）軸封部シール水パージライン安全弁にシートパス（1滴／3秒）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
18	6号機	原子炉再循環ポンプ（B）軸封部シール水パージラインのフラッシング操作において、操作手順の誤りにより安全弁を動作させたため、対応検討	C	
19	その他	海生物処理設備焼却炉部品（グラファイト及びスラストローラ）に摩耗が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで